

平成 26 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に定める情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、法人税の特例措置の拡充が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充を講じる。 ・ 特例措置の内容 ①情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 ②情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区で、対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」の追加が認められた場合、事業所税を軽減。 		
関係条文	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 51 条第 2 項、同法第 72 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 12 第 1 号ハ、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号、同法第 313 条第 2 項、地方税法附則第 33 条第 2 項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲181（ ▲297 ） [平年度] ▲181（ ▲297 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 投資税額控除等の税制インセンティブにより、沖縄における情報通信産業の更なる企業立地促進及び情報通信技術を活用する事業の拡大を促進するとともに、所得控除等によって、情報通信産業の集積を推進する。 それにより、沖縄の地理的特性を活かして、情報通信サービスの安定的提供や海外との円滑な取引等を促進するとともに、ひいては国内企業の事業継続性の確保やアジア市場等へ進出する動きを支援し、日本経済の自律的な成長を図る。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
	政策の達成目標	・ 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成。 ・ 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積及び同企業等の進出によって生じる雇用者数の確保。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	・ 情報通信関連企業の進出数を平成33年度までに440社とする。（平成24年度：263社） ・ 進出企業による新規創出雇用者数（累計）を平成33年度までに4.2万人雇用とする。（平成24年度：23,741人） ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。
政策目標の達成状況	（平成24年度実績） ・ 情報通信関連企業の進出数：263社 ・ 進出企業による新規創出雇用者数（累計）：23,741人	
有効性	要望の措置の適用見込み	（投資税額控除額の見込み）940百万円 （所得控除額の見込み）45百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置においては、設備投資の対象資産として機械・装置、建物等の幅広い資産を認める一方、その適用地域・事業等については、沖縄における情報通信関連産業の集積等に資するものに限定している。これにより、事業者の自主性・経営判断を尊重しつつ、一定の地域・投資へのインセンティブを与えることが出来るため、情報通信関連産業の集積・発展等の目標を達成する手段として有効と考えられる。 なお、沖縄県が平成24年7月の誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答している。従って、今後、税制措置等をより使い勝手のよい制度とすることなどにより、こうした企業の立地も促進できると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 法人税の軽減 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	情報通信技術の進展により、県内の情報通信関連企業にとっても、情報通信設備の継続的な更新は必須である。しかし、沖縄の情報通信関連企業の多くは、大規模投資をするような規模ではなく、また、インキュベーション施設等の建物を賃借して立地していることから、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となる。そのため、それらを踏まえた要件の見直しが必要である。 また、スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展、スマート家電等の普及により国際競争力のある商品の開発及び検証事業の伸びが今後見込まれるため、当該事業を対象事業に追加することにより、情報通信関連産業の一層の集積を図る。

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)				
			H22年度	H23年度	H24年度
所得控除	適用件数		0件	0件	0件
	控除額		0円	0円	0円
投資税額控除	適用件数		2件	2件	2件
	控除額		259百万円	259百万円	286百万円
	(沖縄県による企業アンケート調査より)				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業用等施設に係る資産割の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所税 課税標準 5,283千円 <p>○沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特例控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体法人) 法人住民税 50,734千円、事業税 — ・(連結法人) 法人住民税 51,674千円、事業税 — <p>○沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特例控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体法人) 法人住民税 120千円、事業税 201千円 				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>情報通信産業振興地域が創設された平成10年度からの進出企業数</p> <p>263社進出(雇用者数 23,741人)(平成25年1月現在)</p>				
前回要望時の達成目標	<p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積(150社) ・新たな雇用者数の増加(1万5千人) 				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>次のとおり前回要望時の目標を達成しているが、情報通信に関する状況の変化に対応すべく制度拡充が必要な状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150社→263社 ・15,000人→23,741人 				
これまでの要望経緯	<p>○平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域 創設 <p>○平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 <p>○平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) <p>○平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 				
ページ	9-3				